

# 共済の あゆみ

宮城県市町村職員共済組合

## CONTENTS

|  |            |
|--|------------|
| 平成31年度事業計画及び予算の概要                              | P2         |
| 新規採用者のみなさまへ                                    | P6         |
| 共済組合の短期給付事業について                                | P8         |
| 限度額適用認定証について                                   | P11        |
| 組合員・被扶養者の異動時の手続きについて                           | P12        |
| 国民年金の手続きについて                                   | P12        |
| 社会保険に加入したら取消申告を<br>福祉事業のお知らせ                   | P13<br>P14 |
| 「管理監督者対象メンタルヘルス講座」「心と身体の健康セミナー」の予定<br>特定健診について | P22<br>P23 |
| 管理監督者対象メンタルヘルス講座開催報告                           | P24        |
| 健康管理者対象研修開催報告                                  | P25        |
| わくわくサマープラン                                     | P26        |
| らくらく禁煙コンテスト                                    | P27        |
| ホームページのご案内                                     | P28        |
| ジェネリック医薬品を活用しよう                                | P29        |
| 他県保養施設のご紹介                                     | P30        |
| 人事異動のお知らせ                                      | P31        |
| パレス松洲平日利用券                                     | P31        |

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>



気仙沼市観光キャラクター  
「海の子 ホヤボーヤ」

## 気仙沼市 気仙沼大島大橋開通！

表紙写真  
ご紹介

平成31年4月7日、東北最大の離島「気仙沼大島」と本土を結ぶ気仙沼大島大橋（愛称：鶴亀大橋）が開通となりました。

自然豊かな「緑の真珠」とうたわれる風光明媚な大島。亀山、龍舞崎、十八鳴浜など魅力いっぱいの大島を堪能しに、みなさまのお越しをぜひお待ちしております。



ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

|                  | 組合員種別     | 掛金<br>(保険料) | 負担金    |               | 計      |
|------------------|-----------|-------------|--------|---------------|--------|
|                  |           |             | (折半分)  | 公的負担金<br>(※3) |        |
| 厚生年金保険経理<br>(※1) | 一般組合員     | 91.5        | 91.5   | 39.7          | 222.7  |
|                  | 特定消防組合員   |             |        |               |        |
|                  | 船員一般組合員   |             |        |               |        |
|                  | 市町村長組合員   |             |        |               |        |
| 退職等年金経理          | 一般組合員     | 7.5         | 7.5    | /             | 15.0   |
|                  | 特定消防組合員   |             |        |               |        |
|                  | 船員一般組合員   |             |        |               |        |
|                  | 市町村長組合員   |             |        |               |        |
| 経過の長期経理          | 市町村長組合員   | /           | 0.1098 | /             | 0.1098 |
|                  | 長期組合員     |             |        |               |        |
|                  | 市町村長長期組合員 |             |        |               |        |
| 短期               | 一般組合員     | 46.2        | 46.2   | 0.28          | 92.68  |
|                  | 特定消防組合員   |             |        |               |        |
|                  | 市町村長組合員   | 44          | 48.4   | 0.28          | 92.68  |
|                  | 長期組合員     | 3.16        | 3.16   | 0.08          | 6.4    |
|                  | 市町村長長期組合員 | 92.4        | /      | /             | 92.4   |
| 介護<br>(※2)       | 一般組合員     | 7.55        | 7.55   | /             | 15.1   |
|                  | 特定消防組合員   |             |        |               |        |
|                  | 市町村長組合員   |             |        |               |        |
| 任意継続組合員          | 15.1      | /           | /      | 15.1          |        |
| 福祉               | 一般組合員     | 1.6         | 1.6    | /             | 3.2    |
|                  | 特定消防組合員   |             |        |               |        |
|                  | 船員一般組合員   |             |        |               |        |
|                  | 市町村長組合員   |             |        |               |        |

※1 厚生年金保険の保険料は、70歳以上の組合員からは徴収しません。  
 ※2 介護保険の掛金は、40歳以上65歳未満の組合員から徴収します。  
 ※3 公的負担金とは、厚生年金が基礎年金拠出金、短期が特別財政調整負担金、育児・介護休業手当金の負担金です。

**総括事項 (平成31年度末推計)**

事業計画と予算編成の基礎となる組合員数は、平成31年度末の組合員数(任意継続組合員を除く)で、前年度よりも19人少ない18,663人と推計しました。

● 所属所数

| 市  | 町  | 村 | 一部事務組合等 | 計  |
|----|----|---|---------|----|
| 13 | 20 | 1 | 17      | 51 |

● 1人当たり平均標準報酬月額 (一般組合員)

長期……………353,625円  
 短期……………371,240円

組合員数……………18,663人  
 任意継続組合員数……………262人  
 被扶養者数……………15,356人

# 事業計画及び 予算の概要

## 平成31年度

去る3月7日に開催された第174回組合会において、「平成31年度事業計画及び予算」が議決されました。

なお、この予算審議に先立ち、平成30年度事業計画及び予算の変更及び組合定款の一部変更について審議され、いずれも原案どおり議決されました。

### 議決事項

- 平成30年度事業計画及び予算の変更について
- 組合定款の一部変更について
- 介護保険財源率の変更
- 全国健康保険協会が決定する災害福祉保険料率の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更
- 育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
- 短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
- 福祉事業に要する費用としての財源率を引き下げる期間を平成34年3月分まで3

### 年間延長

- 平成31年度事業計画及び予算について

なお、本号では平成31年度の各事業(経理)別の概要をお知らせします。

### 短期経理

短期給付の財源率は据え置き、介護保険の財源率は0.82%引き上げ

この経理は、組合員とその家族(被扶養者)の皆様が医療機関等で診療等を受けたときの医療費や出産・死亡等の各種給付金を支払う「短期給付」と「介護保険料の収納業務」を行う経理です。

短期給付については、平成30年度において約9,097万円の当期利益が生じる見込みとなりました。

平成31年度は、組合員数の減少等により掛金・負担金収入が減少する見込みですが、一方、高齢者医療支援金に係る費用など支出の減少も見込まれることから、約1億322万円の当期利益が生じるものと推計しています。

このため、平成31年度末の短期積立金残高は約27億2,633万円と推計されますが、今後も組合員数の減少等が予想されるため安定した運営を図る必要があることから、短期財源率は現行の92.4%に据え置きます。

なお、短期財源率のうち、高齢者医療制度への拠出金を賄うための特定保険料率は、42.16%です。

●短期経理（介護保険を含む）

（単位：千円）

|         |                           |                             |
|---------|---------------------------|-----------------------------|
| 支出      | 保健給付                      | 4,489,777 (30年度比 △ 175,233) |
|         | 休業給付                      | 554,276 ( // 3,990)         |
|         | 附加給付                      | 33,300 ( // △ 363)          |
|         | 前期高齢者納付金                  | 2,283,132 ( // △ 202,972)   |
|         | 後期高齢者支援金                  | 2,283,378 ( // 6,673)       |
|         | 介護納付金                     | 1,100,776 ( // 72,338)      |
|         | その他                       | 1,746,378 ( // 262,175)     |
| 計       | 12,491,017 ( // △ 33,392) |                             |
| 収入      | 掛金・負担金                    | 11,122,825 (30年度比 △ 16,690) |
|         | その他                       | 1,457,538 ( // △ 37,591)    |
|         | 計                         | 12,580,363 ( // △ 54,281)   |
| 差引本年度益金 |                           | 89,346                      |

●厚生年金保険経理

（単位：千円）

|    |           |                              |
|----|-----------|------------------------------|
| 支出 | 負担金払込金    | 14,838,576 (30年度比 △ 161,300) |
|    | 組合員保険料払込金 | 9,458,477 ( // △ 8,539)      |
|    | 計         | 24,297,053 ( // △ 169,839)   |
| 収入 | 負担金       | 14,838,576 (30年度比 △ 161,300) |
|    | 組合員保険料    | 9,458,477 ( // △ 8,539)      |
|    | 計         | 24,297,053 ( // △ 169,839)   |

●退職等年金経理

（単位：千円）

|    |        |                          |
|----|--------|--------------------------|
| 支出 | 負担金払込金 | 776,619 (30年度比 △ 6,484)  |
|    | 掛金払込金  | 776,618 ( // △ 6,475)    |
|    | 計      | 1,553,237 ( // △ 12,959) |
| 収入 | 負担金    | 776,619 (30年度比 △ 6,484)  |
|    | 掛金     | 776,618 ( // △ 6,475)    |
|    | 計      | 1,553,237 ( // △ 12,959) |

●経過の長期経理

（単位：千円）

|    |        |                          |
|----|--------|--------------------------|
| 支出 | 負担金払込金 | 109,885 (30年度比 △ 56,166) |
| 収入 | 負担金    | 109,885 ( // △ 56,166)   |

●退職等年金預託金管理経理

（単位：千円）

|    |         |                       |
|----|---------|-----------------------|
| 支出 | 支払利息    | 17,195 (30年度比 12,492) |
| 収入 | 利息及び配当金 | 17,195 ( // 12,492)   |

●経過の長期預託金管理経理

（単位：千円）

|    |         |                        |
|----|---------|------------------------|
| 支出 | 支払利息    | 3,078 (30年度比 △ 15,072) |
| 収入 | 利息及び配当金 | 3,078 ( // △ 15,072)   |

本組合は、今後も医療費の適正化を目的に、医療費増高対策事業をはじめ保健事業と連携し、疾病予防と健康保持・増進の取組みを進めてまいりますので、組合員と被扶養者の皆様におかれましては適正受診とジェネリック医薬品の利用など引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険については、平成30年度の収支推計を行ったところ約1,926万円の当期利益金が生じる見込みとなり、平成30年度末の介護積立金は1,727万円と推計しています。

平成31年度は介護納付金（\*）が前年度より7,233万円増加し約11億77万円

なることから、介護財源率は前年度より0.82%引き上げ、15.1%にて対応します。

\* 介護納付金とは：介護保険制度において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という）が各医療保険者から徴収する納付金です。

共済組合は、40歳以上65歳未満の組合員の介護掛金と勤務先の市町村等からの負担金とあわせて「介護納付金」として支払基金に支払っています。この「介護納付金」は、支払基金を通じて、各市町村等に交付され、介護保険のサービス費用等に充てられています。

厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過の長期経理

長期給付（年金）事業の厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過の長期経理は、何れも組合員の保険料（掛金）と地方公共団体負担金を徴収し、全国市町村職員共済組合連合会に納付を行う経理です。

この事業は、同連合会と市町村職員共済組合が共同で行っております。

退職等年金預託金管理経理、経過の長期預託金管理経理

退職等年金預託金管理経理と経過の長期預託金管理経理は、全国市町村職員共済組合連合会から預託される年金積立金の資金を管理・運用するための経理です。

運用は、退職等年金預託金管理経理では貸付経理への事業資金の貸付で、経過の長期預託金管理経理では地方公共団体が発行する地方債（縁故債）の引受けで行っております。



## 業務経理

この経理は、短期給付（医療）や長期給付（年金）の事業を行うための人件費や事務費等を賄う経理です。財源は地方公共団体の負担金（組合員1人当り11,860円）と、短期経理からの繰入金（組合員1人当り限度額2,295円）及び長期経理にかかる市町村連合会からの交付金（組合員1人当り5,310円）となっております。

平成31年度は、共済組合業務に使用する市町村連合会基幹システム使用機器の更改と業務ネットワークの構築を行うことから

損金が発生するため、積立金を取り崩して充当することとしております。

## 保健経理

### 財源率の引き下げ期間を更に3年間延長

この経理は、短期給付事業の補完的事業として人間ドック、メンタルヘルス対策など疾病予防事業や各種セミナー・講座などの健康増進事業、また宿泊施設の利用助成などの事業を行う経理です。

財源は組合員の皆様から納めていただく掛金と地方公共団体が納める負担金によって賄っております。

財源率については平成25年度から平成30年度までの6年間、積立金を活用して3.2%に引き下げて運営してまいりましたが、積立金を活用しさらに引き下げ期間を3年間（平成33年度まで）延長することとなりました。

平成31年度の事業ですが、第2期データヘルス計画に基づき保健事業を効率的、効果的に実施するため、レセプト・健診データの分析結果の活用など疾病予防等の目標を設定し、生活習慣病の重症化対策として、血糖・血圧・脂質の生活習慣病のリスク保有者への受診勧奨を行い、生活習慣病の改善に対する助言や支援を行うこととし

## 業務経理

(単位：千円)

|         |                |                 |          |
|---------|----------------|-----------------|----------|
| 支出      | 職員給与           | 167,189 (30年度比) | 8,498    |
|         | 委託費            | 18,480 ( // )   | 11,397   |
|         | 委託管理費          | 4,923 ( // )    | 3,619    |
|         | 賃借料            | 7,964 ( // )    | 2,737    |
|         | 連合会分担金         | 18,414 ( // )   | △ 18,814 |
|         | 事務費負担金払込金      | 98,555 ( // )   | △ 3,383  |
|         | その他            | 64,439 ( // )   | 661      |
| 計       | 379,964 ( // ) | 4,715           |          |
| 収入      | 負担金            | 232,330 (30年度比) | 2,924    |
|         | 連合会交付金         | 98,445 ( // )   | △ 4,961  |
|         | 短期経理より繰入       | 42,990 ( // )   | 309      |
|         | その他            | 56 ( // )       | △ 78     |
| 計       | 373,821 ( // ) | △ 1,806         |          |
| 差引本年度損金 |                | 6,143           |          |

## 保健経理

(単位：千円)

|         |                |                 |         |
|---------|----------------|-----------------|---------|
| 支出      | 厚生費            | 231,203 (30年度比) | 17,296  |
|         | 特定健診等費         | 22,180 ( // )   | 457     |
|         | 普及費            | 17,205 ( // )   | 1,345   |
|         | その他            | 159,990 ( // )  | 11,720  |
| 計       | 430,578 ( // ) | 30,818          |         |
| 収入      | 掛金・負担金         | 347,673 (30年度比) | △ 2,415 |
|         | 保険手数料          | 11,957 ( // )   | △ 22    |
|         | その他            | 141 ( // )      | △ 37    |
| 計       | 359,771 ( // ) | △ 2,474         |         |
| 差引本年度損金 |                | 70,807          |         |

## 貯金経理

(単位：千円)

|         |                |                 |         |
|---------|----------------|-----------------|---------|
| 支出      | 支払利息           | 464,230 (30年度比) | 9,368   |
|         | その他            | 16,533 ( // )   | 3,311   |
| 計       | 480,763 ( // ) | 12,679          |         |
| 収入      | 利息及び配当金        | 511,618 (30年度比) | 5,068   |
|         | その他            | 11,339 ( // )   | △ 7,761 |
| 計       | 522,957 ( // ) | △ 2,693         |         |
| 差引本年度益金 |                | 42,194          |         |

ております。また、「(仮称)運動教室」を開設し、組合員及び被扶養者の健康の保持増進に努め、医療費適正化に向けた事業を実施することとしております。

なお、詳しい事業内容は、P14からの「保健事業」をご覧ください。

## 貯金経理

### 平成31年度も支払利率を年利1.0%で維持、「安全・安心」を第一に

この経理は、組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的に行う経理です。平成31年度の利率は、1.0%を何とか維持することができ、年度末の利用者数は10,223人、貯金総額を約468億円と見込んでおります。

市場金利の低迷により、現在の運用環境は大変厳しい状況にあります。経済・金融情勢等に細心の注意を払いながら、資金運用検討委員会において安全かつ効率的な資金運用の研究を行い、皆様からお預かりした大切な資金の慎重な運用に努めてまいります。

なお、詳しい内容については、P18の「貯金事業」をご覧ください。

## 貸付経理

この経理は、組合員の皆様、住宅建築資金やご家族等の入学、修学、結婚などで



必要となる資金を年金の積立金を活用して貸付するための経理です。

貸付金残高については、引き続き減少傾向となっており、平成31年度末における見込みは前年度比で338,007千円減の2,382,419千円と推計しております。

なお、詳しい内容は、P20からの「貸付事業」をご覧ください。

## 物資経理

この経理は、組合員の皆様が、本組合が指定する販売店を利用して自動車やバイク、貴金属等を購入したとき、その購入代

金を共済組合が立替払いし、利用された組合員の皆様から毎月及び賞与月に共済組合へ返済していただく経理です。

平成31年度の物資事業については、減少傾向を考慮し、年度末立替残高で前年比103,754千円減の530,511千円と推計しております。

なお、詳しい内容は、P17の「物資事業」を、利用可能な指定店につきましては、別冊の「ご案内」をご覧ください。

## 宿泊経理

この経理は、組合員の皆様の保養施設「パレス松洲」の経営を行う経理です。

平成30年度は、日帰り利用者の増加により施設収入が増加しており、平成31年度についても増加する見込みと推計しております。

支出については、地盤沈下に伴う補修工事のため、修繕・減価償却費で前年度より約7,700千円増加する見込みと推計しております。

今後とも皆様が快適にお過ごしいただける施設を目指し、アンケート等のお客様の声に耳を傾け、「おもてなし」を追求し、組合員の皆様にご満足していただける施設にして参ります。

皆様のお越しを心よりお待ち申し上げますとともに、多くの方をご紹介いただきませうお願いいたします。

## 貸付経理

(単位：千円)

|         |          |                |         |
|---------|----------|----------------|---------|
| 支出      | 支払利息     | 18,689 (30年度比) | △2,225) |
|         | 連合会払込金   | 1,853 ( //     | △1,236) |
|         | その他      | 17,202 ( //    | 3,788)  |
|         | 計        | 37,744 ( //    | 327)    |
| 収入      | 組合員貸付金利息 | 29,101 (30年度比) | △4,364) |
|         | その他      | 271 ( //       | △42)    |
|         | 計        | 29,372 ( //    | △4,406) |
| 差引本年度損金 |          | 8,372          |         |

## 物資経理

(単位：千円)

|         |         |                |         |
|---------|---------|----------------|---------|
| 支出      | 支払利息    | 4,079 (30年度比)  | △972)   |
|         | 保険料     | 107 ( //       | △440)   |
|         | その他     | 7,021 ( //     | 387)    |
|         | 計       | 11,207 ( //    | △1,025) |
| 収入      | 受託商品手数料 | 12,233 (30年度比) | △1,944) |
|         | その他     | 1 ( //         | 0)      |
|         | 計       | 12,234 ( //    | △1,944) |
| 差引本年度益金 |         | 1,027          |         |

## 宿泊経理

(単位：千円)

|         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 支出      | 修繕・減価償却 | 54,868 (30年度比)  | 7,701)  |
|         | 飲食材料費   | 58,476 ( //     | 1,854)  |
|         | その他     | 263,351 ( //    | 1,203)  |
|         | 計       | 376,695 ( //    | 10,758) |
| 収入      | 施設収入    | 274,500 (30年度比) | 9,965)  |
|         | その他     | 103,243 ( //    | 391)    |
|         | 計       | 377,743 ( //    | 10,356) |
| 差引本年度益金 |         | 1,048           |         |



# 新規採用者のみなさまへ

はじめまして！共済組合です！

就職おめでとうございます。

市町村等の職員となったみなさまは、同時に共済組合の「組合員」となります。

共済組合とは、組合員とご家族の方が安心して生活を送れるように、また、安心して働けるように、暮らしと健康を支える事業を行う団体です。

## 組合員証が交付されます

新しく組合員になると、「組合員証」が交付されます。病気やケガなどのため、医療機関で診療を受ける際に「保険証」として提示いただくものです。

組合員証は身分証明書としてもお使いいただけるものですので、大切に保管してください。

共済組合が行う次の3つの事業は、組合員みなさまに納めていただく「掛金（保険料）」と勤務先の地方公共団体が納める「負担金」によって賄われています。



### 出産・育児

- ・ 出産費（→P8）
- ・ 育児休業手当金（→P10）
- ・ 被扶養者の認定
- ・ 育児支援図書の配布 等



### 就職

- ・ 組合員資格取得



### 病気・ケガ・介護

- ・ 療養の給付・傷病手当金（→P8、10）
- ・ 高額療養費（→P9、11）
- ・ 介護休業手当金（→P10）
- ・ 障害年金 等

こんなとき共済組合が生活をサポートします！

組合員のみなさまやご家族のお仕事や生活を共済組合がサポートしていきます。

## 短期給付（医療保険）事業

組合員とその家族の病気やケガ、出産、死亡、休業または災害に対して必要な給付を行います。

民間企業に勤める方の健康保険に相当するものです。

たとえば、病院で診療を受けた際に、支払総額の3割を受診された方が負担し、残りの7割を共済組合が給付するのもこの事業です。

## 福祉事業

組合員とご家族の健康の保持や福祉の増進のために次のような事業を行っています。

◎保健事業…検診・予防接種等の助成、セミナーの開催などの健康増進事業を行っています。

◎貯金事業…高金利での積立預金

◎貸付事業…住宅や学資ローンの貸付

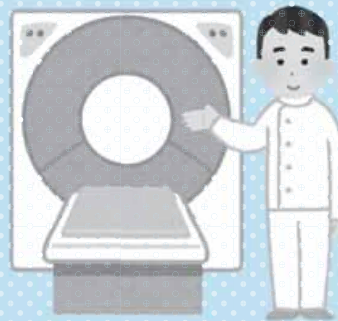
◎物資事業…自動車や生活必需品の購入の際の立替

◎宿泊事業…心身のリフレッシュのため保養所「パレス

松洲」の経営

## 長期給付（年金）事業

みなさまが退職後に受ける年金や、障害・死亡に対する年金給付を行っています。



### 各種検診等の助成

(→P14～)

- ・人間ドック・脳検診・がん検診助成
- ・インフルエンザ予防接種助成
- ・メンタルヘルス相談 等



### 退職・年金

- ・任意継続組合員制度
- ・退職後の年金決定や相談



### 住宅ローン

住宅の新規購入や増改築資金の貸付を行います。



### 自動車ローン

当組合と契約を結ぶ指定店で車を購入する際、販売店に立替払いを行います。



# 共済組合の短期給付事業について

この事業は、組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に関する給付を共済組合が行う事業です。短期給付には、医療機関等からの診療報酬明細書等に基づいて自動的に給付するものと、組合員が所属する市町村等の共済組合事務担当者の方を通して共済組合に請求していただく給付があります。

※網掛けの短期給付は、組合員の方が所属する市町村等を通して共済組合に請求する給付になります。

## 保健給付

### 組合員

| 名称       | 内容   |
|----------|--|
| 療養の給付    | 病気やけがをしたとき医療費から自己負担分（1割～3割）を除いた額を共済組合が負担   |
| 入院時食事療養費 | 入院時の食事代から標準負担額を除いた額を共済組合が負担  |
| 入院時生活療養費 | 長期入院する65歳以上の組合員が食事等の生活療養を受けた場合、生活療養標準負担額を除いた額を共済組合が負担  |
| 保険外併用療養費 | 特定承認保険医療機関で先進医療を受けた場合、保険適用分の医療費から自己負担分（1割～3割）を除いた額を共済組合が負担   |
| 療養費      | 医師がコルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、装具の購入費用から自己負担分（1割～3割）を除いた額を支給  |
| 訪問看護療養費  | 在宅で療養している組合員が医師の指示により指定訪問看護を受けたとき、療養費用から自己負担分（1割～3割）を除いた額を共済組合が負担  |
| 一部負担金払戻金 | 医療機関等で支払った医療費（高額療養費を除く）の各月の合計額（医療機関ごと外来、入院、調剤、訪問看護別）から25,000円を控除した額を支給<br>※医療機関の処方せんにより薬局で薬剤の支給を受けた場合、外来と調剤を合算<br>※100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給<br>※標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は控除額50,000円 |
| 移送費      | 歩行困難な重症患者を医師の指示により他の病院に転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに支給  |
| 埋葬料      | 組合員が公務によらないで死亡したとき50,000円支給  |
| 埋葬料附加金   | 組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者が埋葬料を請求する場合、50,000円支給  |
| 出産費      | 組合員が出産したとき420,000円支給<br>※産科医療補償制度未加入の医療機関での出産、妊娠22週未満の出産の場合、404,000円支給   |

### 被扶養者

| 名称           | 内容   |
|--------------|--|
| 家族療養の給付      | 病気やけがをしたとき医療費から自己負担分（1割～3割）を除いた額を共済組合が負担<br>入院時の食事代から標準負担額を除いた額を共済組合が負担  |
| 保険外併用家族療養費   | 特定承認保険医療機関で先進医療を受けた場合、保険適用分の医療費から自己負担分（1割～3割）を除いた額を共済組合が負担   |
| 家族療養費        | 医師がコルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、装具の購入費用から自己負担分（1割～3割）を除いた額を支給  |
| 家族療養費附加金     | 医療機関等で支払った医療費（高額療養費を除く）の各月の合計額（医療機関ごと外来、入院、調剤、訪問看護別）から25,000円を控除した額を支給<br>※医療機関の処方せんにより薬局で薬剤の支給を受けた場合、外来と調剤を合算<br>※100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給<br>※標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は控除額50,000円 |
| 家族訪問看護療養費附加金 | 在宅で療養している被扶養者が医師の指示により指定訪問看護を受けたとき、療養費用から自己負担分（1割～3割）を除いた額を共済組合が負担   |
| 家族移送費        | 歩行困難な重症患者を医師の指示により他の病院に転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに支給  |
| 家族埋葬料        | 被扶養者が死亡したとき50,000円支給   |
| 家族埋葬料附加金     | 家族埋葬料に附加して50,000円支給  |
| 家族出産費        | 被扶養者が出産したとき420,000円支給<br>※産科医療補償制度未加入の医療機関での出産、妊娠22週未満の出産の場合、404,000円支給  |

## 組合員・被扶養者

| 名 称   | 内 容  |                        |   |                           |
|---|--|------------------------|---|---------------------------|
| 高額療養費   | ①医療機関等で支払った医療費（高額療養費を除く）の各月の合計額（医療機関ごとと外来、入院、調剤、訪問看護別）から高額療養費の自己負担限度額を除いた額を支給<br>②組合員世帯内で、自己負担額が 21,000 円以上の合計が 2 つ以上あるときは、合算して自己負担限度額を超えた額を支給<br>※高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象<br>③ 1 年の間に組合員世帯内で、4 回以上の高額療養費に該当したときは、4 回目から自己負担限度額は多数該当<br>※高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象<br><br><b>● 70 歳未満の組合員または被扶養者</b> |                        |   |                           |
|   | 所得区分   |                        | 1 ヶ月の自己負担額  |                           |
|   | ア  | 標準報酬月額：83 万円以上         | 252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1 %<br>多数該当 140,100 円 |                           |
|   | イ  | 標準報酬月額：53 万円以上 83 万円未満 | 167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1 %<br>多数該当 93,000 円  |                           |
|   | ウ  | 標準報酬月額：28 万円以上 53 万円未満 | 80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1 %<br>多数該当 44,400 円   |                           |
|   | エ  | 標準報酬月額：28 万円未満         | 57,600 円<br>多数該当 44,400 円                               |                           |
|   | オ  | 低所得者<br>被保険者の住民税が非課税者等 | 35,400 円<br>多数該当 24,600 円                               |                           |
|   | <b>● 70 歳以上の組合員または被扶養者</b>   |                        |   |                           |
|   | 所得区分   |                        | 1 ヶ月の自己負担額  |                           |
|   |  |                        | 外来のみ（個人ごと）  | 世帯全体（入院含む）                |
|   | 3<br>割   | 標準報酬月額：83 万円以上         | 252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1 %<br>多数該当 140,100 円 |                           |
|   |  | 標準報酬月額：53 万円以上 83 万円未満 | 167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1 %<br>多数該当 93,000 円  |                           |
|   |  | 標準報酬月額：28 万円以上 53 万円未満 | 80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1 %<br>多数該当 44,400 円   |                           |
|   | 2<br>割   | 一般                     | 18,000 円<br>(年間上限 144,000 円)                            | 57,600 円<br>多数該当 44,400 円 |
|   |  | 低所得者Ⅱ                  | 8,000 円   | 24,600 円                  |
| 低所得者Ⅰ   |  | 15,000 円               |   |                           |
| ※低所得者Ⅱ：組合員が市町村民税の非課税者等<br>※低所得者Ⅰ：組合員及びその被扶養者のすべてが市町村民税非課税者等 |  |                        |   |                           |
| 高額介護合算療養費   | 1 年間（8 月 1 日～7 月 31 日）の医療費と介護の自己負担額を合算し、限度額を超えた額を按分して共済組合から「高額介護合算療養費」、介護保険から「高額介護合算サービス費」を支給  |                        |   |                           |
| 外来療養にかかる<br>高額療養費   | 7 月 31 日に高齢受給者の所得区分が一般または低所得者であって、1 年間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日）の外来療養の自己負担額を合算した額が 144,000 円を超えた場合、144,000 円を超えた額を支給  |                        |   |                           |



## 休業給付

### 組合員

|         |   |
|---------|---|
| 傷病手当金   | 病気やけがで勤務することができなくなり給与の全部または一部が支給されない場合に、その勤務することができない期間について支給   |
| 出産手当金   | 出産のため勤務することができなくなり給与の全部または一部が支給されない場合に、その勤務することができない期間について支給<br>出産の日以前 42 日（多胎妊娠の場合 98 日） 出産の日後 56 日の期間支給 |
| 育児休業手当金 | 育児休業にかかる子が 1 歳に達する日まで支給<br>※保育所の入所待ち等の事情によって最長で子が 2 歳に達する日まで支給  |
| 介護休業手当金 | 介護休業により勤務に服さなかった期間（ <b>通算して 66 日</b> ）について支給  |
| 休業手当金   | 被扶養者の病気やけが、組合員の公務によらない不慮の災害等により欠勤した場合に支給  |

## 災害給付

### 組合員

|       |  |
|-------|--|
| 弔慰金   | 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給            |
| 災害見舞金 | 組合員が水震火災その他の非常災害により住居または家財に損害を受けた場合に支給 |

### 被扶養者

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 家族弔慰金 | 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給 |
|-------|------------------------------|

### 注 意

- (1) 公務上の疾病では短期給付は支給されません。
- (2) 短期給付は、給付事由が生じた日から 2 年間請求しなかったときは、時効により消滅します。

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

## 傷害総合保険 さまざまな事故から、組合員とその家族を守ります！

- 交通事故、工作中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償のある保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も 1 日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故で他人にケガさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。  
個人コースに加入されている方は、弁護士費用総合補償特約「弁護のちから」がセットできます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が 20% も割安で加入できます。

加入コースは、「個人コース」、「夫婦ペアコース」、「家族ぐるみコース」の 3 コースがあります。  
ご自分に合ったコースをお選びください。

- 保険期間 傷害総合保険：2019年7月1日午後4時から1年間
  - ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
  - ・被保険者：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹及び同居の親族
- ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### お問い合わせは下記取扱代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店 **有限会社 みやぎ共済**  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目10番25号  
☎022-223-0740 fax 022-215-0785  
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで  
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

### 引受保険会社名

**損害保険ジャパン日本興亜株式会社**

承認番号SJNK18-16195  
作成日2019年3月28日



# 医療費が高額になる時には 限度額適用認定証をご利用ください

75歳未満の組合員及び被扶養者の方※が外来、入院または指定訪問看護の療養を受けた際に支払う窓口負担額が高額療養費の自己負担限度額を超える場合、共済組合から交付される**限度額適用認定証**（以下「認定証」という）を医療機関の窓口に表示することで、窓口負担を軽減することができます。

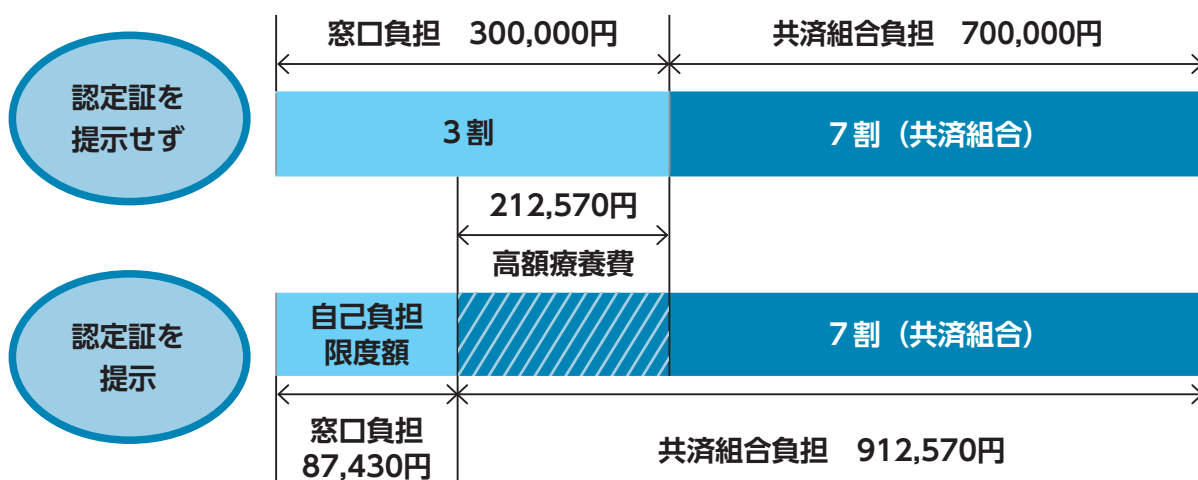
交付を受けるためには、事前に各市町村等の共済事務担当課を通して、共済組合に「**限度額適用認定申請書**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**」を提出してください。

※70～74歳の方は、組合員の標準報酬月額が28万円以上83万円未満で高齢受給者の負担割合3割の方が対象となります。



## 【給付例】

70歳未満の標準報酬月額36万円の組合員  
医療費総額100万円の場合



- ※ 認定証を提示していなければ、高額療養費212,570円、一部負担金払戻金62,400円（自己負担限度額87,430円－基礎控除額25,000円）が診療月の2ヵ月後に共済組合から支給されます。
- ※ 認定証を提示していれば一部負担金払戻金62,400円のみが診療月の2ヵ月後に共済組合から支給されます。
- ※ 認定証を提示してもしていなくても最終的に**実質自己負担額は25,030円**となります。



# 組合員証や被扶養者証の切替えの手続きはお早めに！

新年度を迎え、組合員及び被扶養者の皆様にとっては、異動や就職、進学など、何かと忙しい季節になりました。こうした異動等があったときには、組合員証等の切替えの手続きが必要になることがあります。

もし、次のような異動等に該当した場合は、忘れずに切替えの手続きをお願いします。

- (1) 新たに組合員・被扶養者となられたとき
- (2) 組合員証や組合員被扶養者証等の内容に変更があったとき
  - 転勤等により、組合員証記号番号が変更になったとき
  - 転居や婚姻等により住所や氏名が変更になったとき
- (3) 組合員の資格を喪失したとき、または、被扶養者の認定が取消しとなったとき
  - 被扶養者の方が就職したとき
  - 被扶養者の方の年間収入が増加し、認定基準額130万円（60歳未満の障害年金受給の方、60歳以上の公的年金受給の方は180万円）を超えたとき
  - 75歳（一定の障害がある方は65歳）に達して、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

## 保険証が変わったときは、必ず届出書類と一緒に旧組合員証等を返納してください。

新しい保険証になったにもかかわらず、旧組合員証等を使って医療機関で受診しますと、本人確認等で事務処理に時間を要し、結果的に給付金の支給が遅れたり、給付できなくなることがあります。また、被扶養者の方の取消手続きが遅れますと、共済組合がお支払いした医療費や給付金等を取消日に遡って返還していただくことにもなります。

特に、毎年実施している被扶養者の資格確認調査では、認定されている被扶養者が認定基準額を超える収入のあるパート、アルバイト等に従事していたため、遡及して扶養認定が取消しとなり、後日、高額の医療費や給付金を返還することになってしまう組合員が多くなっています。

このようなことを避けていただくためにも、パート等に従事している被扶養者の方の収入について、ご確認くださいませようお願いします。

なお、被扶養配偶者の方が認定及び取消の手続きをされる場合は、国民年金の手続きも必要となりますので、こちらの手続きも忘れずに行ってください。

## 国民年金の手続きについて

共済組合では、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方に、扶養認定の手続きとあわせて国民年金第3号被保険者（※）の手続きをお願いします。配偶者の状況に応じて、「国民年金第3号被保険者関係届」による届出が必要となりますので、該当される組合員の方は忘れずに提出をお願いします。

### ○新たに被扶養配偶者の要件を備えたとき

該当になった日付等を記入し、被扶養者認定申告書と一緒に提出してください。

### ○被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加した場合または離婚したとき

非該当になった日付等を記入し、被扶養者取消申告書と一緒に提出してください。ただし、就職により第2号被保険者に該当する方は不要です。

注）組合員の資格喪失に伴う認定取消の場合の国民年金第3号被保険者の資格については、被扶養配偶者が新たに国民年金第1号被保険者（※）または国民年金第2号被保険者（※）の加入手続きをされることにより自動喪失となるため、共済組合への届出は不要となります。

### ○被扶養配偶者が住所や氏名を変更したとき・死亡したとき

昨年3月より日本年金機構が住民票の異動情報を定期的に取得し、変更等を行うことになりましたので、住所変更届、氏名変更届、死亡届は原則不要です。

ただし、海外居住者等のマイナンバーが指定されていない方は、引き続き、基礎年金番号による届出が必要ですので、ご注意ください。

（参考）国民年金被保険者の種別

|         | 該当者            | 加入等の届出      | 保険料の納付            |
|---------|----------------|-------------|-------------------|
| 第1号被保険者 | 学生、自営業者等       | お住まいの市区町村役場 | ご自身で納付            |
| 第2号被保険者 | 会社員、公務員等       | 勤務先         | 勤務先で納付            |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者の被扶養配偶者 | 配偶者の勤務先     | なし（配偶者が加入する制度で負担） |

※詳しくは、お住まいの市区町村役場または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

# 扶養認定を受けたまま社会保険に加入していませんか？

被扶養者が、短期間であっても民間会社等に就労し社会保険の適用を受けることになったときは、収入が扶養認定基準内であっても被扶養者の認定は取消しとなります。特に、被扶養配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者は自動喪失となりますが、被扶養者の認定は自動喪失になりませんので、忘れずに共済組合へ被扶養者の認定取消申告をしなければなりません。

その後、社会保険の資格を喪失し被扶養者の認定要件を満たすことになった場合には、再度、共済組合の被扶養者認定の申告をすることができます。その際、被扶養者の認定申告とあわせて国民年金第3号被保険者の届出により種別の切り替え手続きも行わなければなりません。

これら一連の被扶養者の認定・取消の手続きをしなかった場合や遅れた場合には、次のようなことが起こりますのでご注意ください。

## 【医療費を返還していただきます】

被扶養者の取消申告の手続きが遅れた場合でも、取消日は社会保険取得時まで遡ります。もし、被扶養者の方が遡及した取消日以後に共済組合の保険証を使用して医療機関等の診療を受けていたときには、共済組合がお支払いしたこの間の医療費や給付金等を全額まとめて返還していただくこととなりますのでご注意ください。

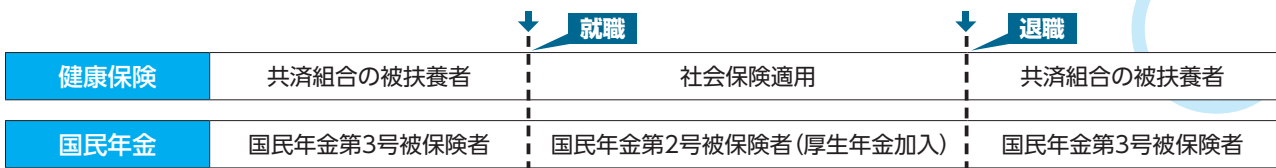
## 【国民年金（第3号被保険者）の未加入期間（無年金期間）が発生します】

配偶者が、離職等により、国民年金第2号被保険者の資格を喪失し、共済組合の扶養認定を受けるときには、同時に国民年金第3号被保険者として国民年金に加入する手続きをとらなければなりません。この手続きを怠りますと国民年金第2号被保険者の資格を喪失したままの状態となり、国民年金の未加入期間が発生してしまいますのでご注意ください。（下図参照）

### ◎正しい手続きをした場合

被扶養者の取消の申告を行う

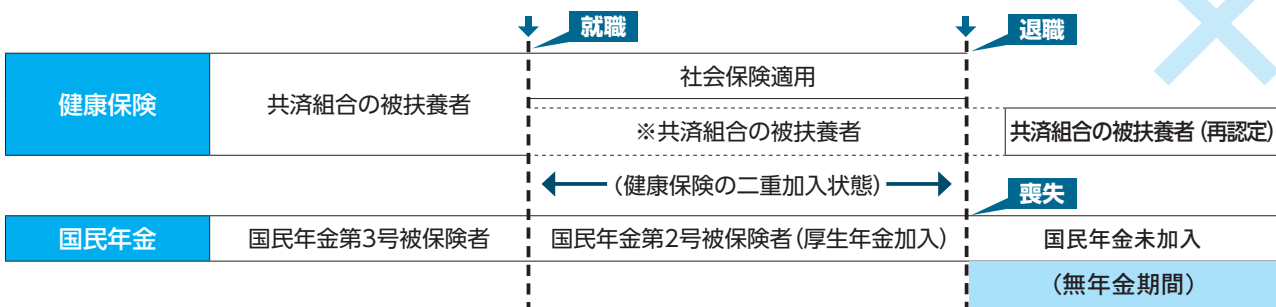
被扶養者の認定の届出と国民年金第3号被保険者資格取得の届出を行う



### ◎正しい手続きをしなかった場合

被扶養者の取消の申告を行わないと

国民年金の届出を行わないと



※被扶養者の取消申告を行わなかったため、健康保険の二重加入が発生します。  
社会保険適用が判明した場合、就職日に遡って被扶養者の資格が取消となります。(.....の期間)  
再度、被扶養者認定をする場合は、書類を提出した日からの認定となり、遡って認定することはできません。

◎問い合わせ先 保険課 システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

## 組合員証は、必ず医療機関の窓口に提示しましょう。

～被扶養者の方へもお伝えください～

現在、ほとんどの医療機関では、月の初回受診時に組合員証等の確認を行っておりますが、初回に限らず、医療機関から組合員証の提示を求められたときには、必ず提示されるようお願いいたします。特に記載内容の変更等により組合員証が切り替わった場合は、必ずそのことを窓口でお話いただき、新しい組合員証を提示してください。

組合員及び被扶養者の皆様のご協力をお願いします。



平成31年度

# 福祉事業のお知らせ

◎保健事業 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

## 管理監督者対象メンタルヘルス講座・【心と身体の健康セミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員及びその家族、管理監督者等を対象にメンタルヘルスに関する講演、生活習慣を見直すストレッチ等を行います。詳しい内容については、22ページの講座案内をご覧ください。

## 【ライフプランセミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員の退職後の生活を視野に入れた公務員生活の確立を支援することや、健康づくりの推進を目的とした退職準備型と生涯生活充実型のライフプランセミナーを開催します。

| 区分    | 退職準備型                     | 生涯生活充実型                           |
|-------|---------------------------|-----------------------------------|
| 日 程   | 第1回 7月 2日(火)～ 7月 3日(水)    | 第1回 2019年 6月27日(木)                |
|       | 第2回 8月 8日(木)～ 8月 9日(金)    |                                   |
|       | 第3回 9月10日(火)～ 9月11日(水)    |                                   |
|       | 第4回 10月10日(木)～10月11日(金)   | 第2回 2019年 7月25日(木)                |
|       | 第5回 10月24日(木)～10月25日(金)   |                                   |
|       | 第6回 10月30日(水)～10月31日(木)   |                                   |
| 募集人員  | 各80名                      | 各60名                              |
| 対 象 者 | 原則として50歳以上の組合員<br>及びその配偶者 | 原則として50歳未満の組合員<br>上記以外で受講を希望する組合員 |

## 【健康管理者対象研修】

データヘルス計画に基づき、所属所の健康管理者（人事・安全衛生委員）を対象として、組合員の健康状況等を理解していただくとともに、各所属所における健康への取り組み、及び労働安全衛生委員会の活動に資する研修を行います。なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

## 【生活習慣病予防セミナー】

データヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防を目的に、組合員の健康状態・疾病傾向に応じたセミナーを開催します。なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

## 【人間ドック】 利用助成

- 利用対象  
平成31年度中に30歳以上となる組合員（資格取得1年未満の組合員及び任意継続組合員は除く）3人に1人を助成対象とします。
- 利用人員  
年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。
- 利用者負担  
10,000円(税込)
- 利用方法  
受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「人間ドック利用券」を提出し、検査終了後に利用者負担金をお支払ください。「人間ドック利用券」は、契約医療機関以外では利用できません。
- 契約医療機関・検査内容 別冊2、3ページ

## 【脳検診】 利用助成

- 利用対象  
平成31年度中に40歳以上となる組合員（任意継続組合員を除く）5人に1人を助成対象とする。
- 利用人員  
年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。
- 助成金額  
●検診料金が12,000円未満のとき 7,000円 ●検診料金が12,000円以上のとき 9,000円
- 利用方法  
受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「脳検診助成券」を提出し、検査終了後に助成金額を差し引いた料金をお支払ください。「脳検診助成券」は、契約医療機関以外では使用できません。
- 契約医療機関・検査内容 別冊4、5ページ

## [がん検診] 助成

### ● 検診の種類及び助成対象

- 乳がん検診・子宮がん検診 組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成。
- 前立腺がん検診 50歳以上の組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成。

### ● 助成金額

- 乳がん検診 2,300円 ● 子宮がん検診 3,100円 ● 前立腺がん検診 1,000円
- ただし、検診費用が上記金額を下回る場合は、実費負担分を助成します。

### ● 助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、各種がん検診を受けた方の名前が入った領収書等を提出してください。共済事務担当課が確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に領収書を使用する場合は、領収書写を提出してください。

## [インフルエンザ予防接種] 助成

### ● 助成対象

組合員及び被扶養者（任意継続組合員及び65歳以上の者を除く）のうち、10月から1月に予防接種を受けた方

### ● 助成金額及び回数

当該年度 一人当たり年1回 1,000円

ただし、接種日において13歳未満の被扶養者については当該年度2回までとし、費用が上記金額を下回る場合は実費負担分を助成します。

### ● 助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、予防接種を受けた方の名前が入った領収書を提出してください。共済事務担当課で確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に領収書を使用する場合は、領収書写を提出してください。

## [禁煙補助] 助成

禁煙を希望する組合員に対し、公益財団法人日本対がん協会主催の年2回開催される「らくらく禁煙コンテスト」へ参加する費用を助成します。

ご利用方法等は27ページをご覧ください。

## [保養所・宿泊施設] 利用助成

平成31年度も「平日宿泊利用券1,000円（3親等内500円）」を実施します。詳しくは、31ページをご覧ください。

|         | 直営保養所  | 委託保養所   | 全国他組合宿泊施設   |
|---------|--|---|---|
| 助成対象    | 1 組合員（任意継続組合員含む）、組合員の配偶者、子、子の配偶者、実・義父母、被扶養者及び組合員と同居する家族<br>2 上記1以外の組合員の兄弟姉妹、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪<br>※助成対象1と2では利用券が異なりますのでご注意ください。 | 組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者  | 組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者  |
| 助成金額・回数 | 1 宿泊…1泊4,000円 休憩…1回 500円<br>2 宿泊…1泊2,000円 休憩…1回 250円<br>それぞれ回数制限なし   | 1泊1,500円 年1回  | 1泊2,000円 年2回  |
| 対象施設    | 松島町 パレス松洲  | (別冊6ページ)  | (別冊7ページ)  |
| 利用方法    | 年度初めに各組合員へ配布する利用券を持参されるか、同施設内フロントにある利用券に所属所名、組合員証記号番号、氏名等を記入してください。団体の場合は利用者リストをご用意いただくと便利です。                              | 共済事務担当課より交付を受けた保養券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。 | 共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。 |

## [永年勤続退職者パレス松洲平日利用] 助成

定年退職を迎えた組合員に、長期間の地域発展及び住民福祉の増進に対する貢献への感謝・慰労を目的として【永年勤続退職者パレス松洲平日優待券】を発行し、直営保養所の利用助成を行います。

永年勤続退職者パレス松洲平日優待券は、パレス松洲に宿泊した際、1名利用で9,000円、2名利用で18,000円の助成を行うものです。(有効期間は退職後1年間、期間中1回限り助成)

対象者は、平成30年度末定年退職者で、退職日まで引き続き組合員期間が25年以上の組合員となります。

なお、対象者の抽出・発券は本組合で行い、各所属所へ送付します。

## [特定期間宿泊施設] 利用助成

今年度も組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的として、夏休み期間に千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」の客室3室を借上げ、1室1泊5,000円で提供します。

なお、ご利用方法等の詳しい内容につきましては、26ページの事業案内をご覧ください。

## [球技大会]

各県大会を以下の日程で開催します。

- 第71回宮城県市町村職員野球大会  
2019年 8月24日(土) 涌谷スタジアム  
2019年 8月25日(日) 涌谷スタジアム  
2019年 8月31日(土) 涌谷スタジアム  
2019年 9月 1日(日) (予備日) 涌谷スタジアム
- 第60回宮城県市町村職員バレーボール大会  
2019年10月19日(土) 岩沼市総合体育館
- 第48回宮城県市町村職員卓球大会  
2019年11月16日(土) 名取市民体育館

## [健康優良組合員表彰]

平成30年1月～12月の1年間、被扶養者を含めて医療給付を受けることなく過ごされた方で、2019年7月1日現在まで引き続き組合員(任意継続組合員を除く)である方に、表彰状と記念品を贈呈します。

## [予防薬・救急薬の配布]

職場用補充薬品等を配布します。

## [家庭用常備薬品等の特価斡旋]

夏季と冬季の年2回、家庭用常備薬品等の斡旋を行います。

## [生活支援図書の交付]

- 新生活支援  
結婚した組合員(任意継続組合員を含む)に新生活を健康に送っていただけるように、新生活支援図書「家族みんなの健康百科」等を贈ります。
- 妊娠・育児支援  
組合員及び被扶養配偶者が第1子を妊娠又は出産した場合に、妊娠から出産、子育てまで幅広い内容の育児支援図書「すくすく赤ちゃん」と月刊誌「赤ちゃんとママ」等を贈ります。(第1子のみ)

## [メンタルヘルス電話相談]

組合員とその家族の「心の相談」に応じ、ストレスを要因とする病気の一次予防に努めるとともに、適切な相談機関・医療機関を紹介し、健全な心身を維持していく手助けを行います。電話相談は無料、面接相談は1回当たり1,000円の自己負担となります。ご利用方法等は下図の案内をご覧ください。

- カウンセリング受付時間  
月～金曜日 AM 9:00～PM9:00  
<土曜日 AM10:00～PM6:00>  
(日曜日、祝祭日及び1月1日から3日は休みです。)
- フリーダイヤル  
0120-16-9164 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

## [メンタルヘルス講座講師派遣助成]

各市町村及び一部事務組合が実施主体となって行ったメンタルヘルス講座の講師費用を助成、または講師の派遣を行います。

- 助成(派遣)回数  
年2回(消防職員、医療職員がいる所属所は年3回)
- 助成金額  
1回当たり 40,000円を限度とした実額
- 講師の派遣  
市町村及び一部事務組合において講師の派遣を希望する場合、共済組合が選定し派遣を行う。
- その他  
震災関連による職種毎や少人数の研修会及び個別相談等を実施した際の講師費用も対象とし、必要に応じて上記助成回数を拡大しています。

## [特定健康診査・特定保健指導]

詳しいご利用方法等は23ページの事業案内をご覧ください。

# こころの相談ネットワーク メンタルヘルス相談

◎こころの健康、大事にしていますか? ひとりで悩まず、まず相談を

 **0120-16-9164**

携帯電話からも無料でかけられます

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。

受付時間 平日9:00～21:00 土曜日10:00～18:00 (日・祝日、1/1～3は休み)

組合員とご家族で  
ご利用いただけます。



共済組合ホームページ上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

### 今すぐ相談したいときに

相談内容をお話してください。  
臨床心理士、精神保健福祉士等の  
専門職がお答えします。  
電話相談の費用は、無料です。

### 直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の  
専門職との面接相談をご案内します。  
面接相談は、1回当たり1,000円です。

### 直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せない  
ときにはweb相談をご利用ください。  
相談料は無料です。  
ログインID: kyosai-miyagi

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。



この事業は、組合員の皆様が日常生活に必要な物資を共済組合が指定する販売店（指定店）から店頭・巡回販売等により物品等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立て替えてお支払いする事業です。

ご利用された組合員の方には、毎月の給料等からの天引きにより立替金を償還（返済）していただきます。

### 1 利用資格

組合員の資格を取得した日（任意継続組合員を除く）から利用できます。

### 2 指定店と販売品目

- (1) 利用できる指定店  
別冊の『ご案内』に掲載の販売店・営業所等をご利用ください。
- (2) 販売品目  
指定店が取り扱う販売品目は、次のとおりです。  
ア 一般物資 家庭電化製品、寝具、衣料品、時計・貴金属類、タイヤ、自動二輪車、自転車 等々。  
イ 自動車物資 普通自動車、軽自動車（自動二輪車を除きます。）

### 3 利用方法

- (1) 所属所の共済事務担当課から、共済事務担当の方の確認と所属所長の承認を得て、購入品目に合う購入票を受け取ってください。  
ア 一般物資を購入するとき 一般物資購入票  
イ 自動車を購入するとき 自動車購入票
- (2) 利用する指定店に対して、事前に共済物資事業を利用する旨を伝え、所定事項を記入・押印した購入票を、購入時又は契約時にお渡しください。

### 4 立替金額と限度額

- (1) 一般物資 最低額1万円、千円単位で最高80万円
- (2) 自動車物資 最低額10万円、5万円単位で最高300万円
- (3) 一般物資と自動車物資の併用 合計で最高300万円  
※ 千円未満（一般物資）又は5万円未満（自動車物資）の金額については、購入時又は契約時に指定店に直接お支払いください。

### 5 立替金の償還

- (1) 一般物資の償還  
ア 定例償還（毎月）  
購入した月の翌々月から最高24か月以内に償還していただきます。  
1回の償還金額は、3千円以上千円単位で設定し、同じ額を毎月償還していただきます。（同じ償還金額にできない場合は、初回の償還金額で調整することになります。）なお、ボーナス償還も併用できます。

### イ ボーナス償還（6月、12月）

ボーナス月の償還金額を、定例償還額の設定とは別に1回1万円以上（千円単位）で回ごとに設定し、償還することができます。ただし、毎月の償還額がなくボーナス月のみで償還することはできません。

### ウ 償還金額を設定するときは、定例償還及びボーナス償還あわせて立替金額の2分の1の額が、最初の12か月以内に償還となるよう設定してください。

### (2) 自動車物資の償還

購入した月の翌々月から最高84か月以内で、償還していただきます。償還方法は、次の3通りありますのでいずれかを選択してください。なお、償還回数と1回あたりの償還金額は、償還方法にあわせて決められていますので、利用者ご自身での設定はできません。

- ① 月賦償還（給料からの償還）
- ② 3倍型ボーナス併用償還
- ③ 5倍型ボーナス併用償還

### (3) 繰上償還

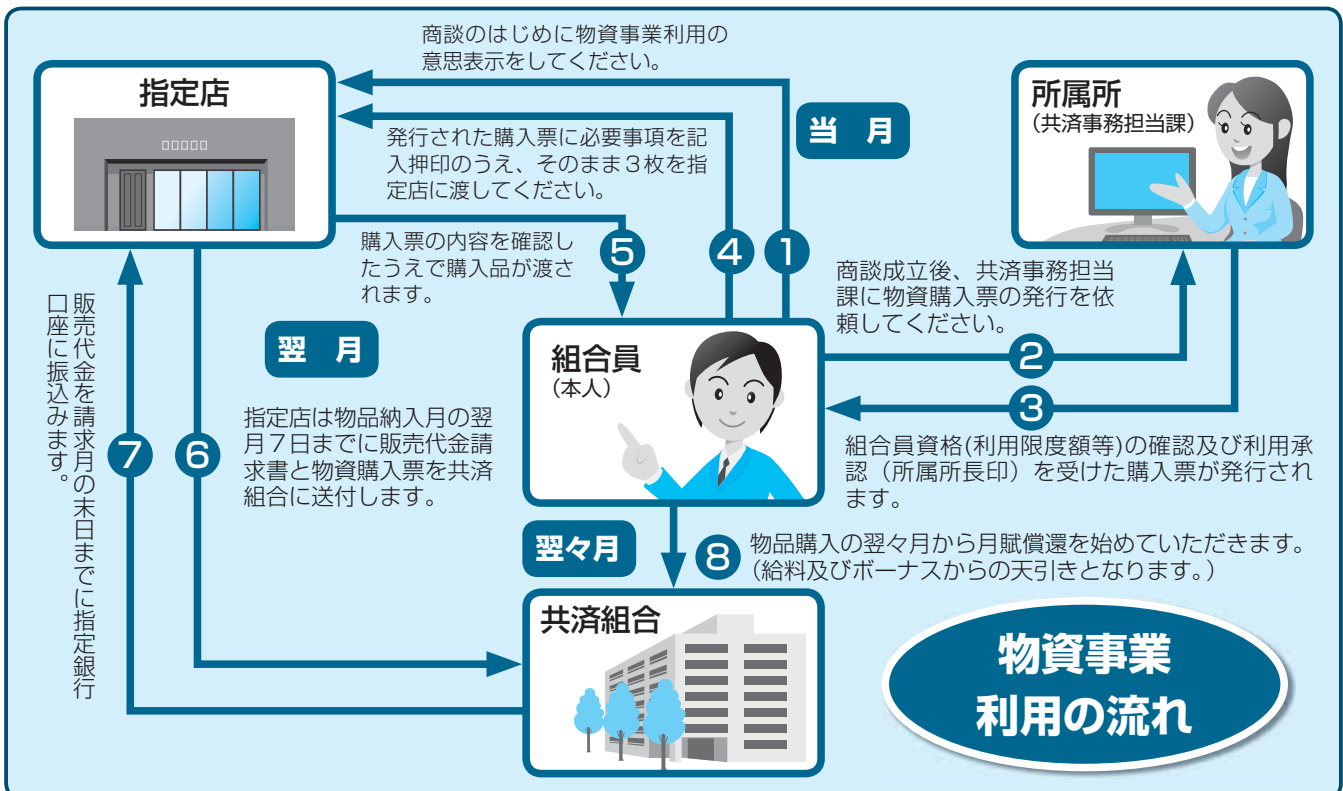
一般物資、自動車物資ともに繰上償還が可能です。ただし、一般物資では全額繰上償還のみ可能です。自動車物資は、全額繰上償還のほか、償還希望額に合わせた額の一部繰上償還が可能です。

### 6 手数料

- (1) 一般物資の手数料  
組合員負担はありません。  
受託商品手数料（指定店負担）  
立替金額（販売代金）の5.0%
- (2) 自動車物資の手数料  
ア 立替手数料（組合員負担）  
立替金残高に対し、年利率2.0%を乗じた額  
イ あっ旋手数料（指定店負担）  
普通自動車 1台につき7,500円  
軽自動車 1台につき2,500円

### 7 利用上の注意

- (1) 購入票の物資代金立替利用額の訂正は、無効です。再発行を受けてください。
- (2) 購入票の記入・押印漏れがないように、提出前によく確認をお願いします。



貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利よりも有利な利率で還元することで、組合員の皆様の資産形成・生活設計にお役立ていただくことを目的とした事業です。

## 1 貯金の種類と積立方法

- (1) 貯金の種類は、積立貯金です。
- (2) 積立方法は、以下の3種類です。
- ①定例積立…毎月の給与から天引きして預け入れ
  - ②賞与積立…6月、12月の賞与から天引きして預け入れ
  - ③臨時積立…資金に余裕ができたとき臨時に預け入れ
- ※ いずれも1回の積立金額は、1,000円以上500円単位です。

## 2 加入と脱退

- (1) 加入資格
- 組合員
  - 任意継続組合員（ただし、退職時に貯金事業に加入していた方のみ継続可能です。なお、払戻しはできませんが、新たな積立ではできません。）
- (2) 新規加入の手続きについて
- 「貯金加入申込書兼受取口座届書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- (3) 脱退（解約）
- ①口座を閉鎖し全額払戻しをしたとき
  - ②退職及び他共済組合への異動等により組合員の資格を喪失したとき  
（任意継続組合員の方はその資格を喪失したとき）
- (4) 脱退（解約）の手続きについて
- 「貯金払戻請求書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- ※ 請求事由欄の【解約】及び【口座を閉鎖し全額払戻】または【退職による全額払戻】のどちらかにレ点をつけ、払戻金額欄は空欄のまま提出してください。

## 3 貯金の利率

利率は、年1.0%です。（平成31年4月1日現在）  
なお、金利の変動により利率を改定する場合があります。

## 4 平成31年度組合員貯金締切日及び払戻日一覧

|         | 第1回      |          | 第2回      |          | 第3回      |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 締切日      | 払戻日      | 締切日      | 払戻日      | 締切日      | 払戻日      |
| 平成31年4月 | 4/ 2(火)  | 4/10(水)  | 4/11(木)  | 4/19(金)  | 4/18(木)  | 4/26(金)  |
| 5月      | 5/ 7(火)  | 5/15(水)  | 5/10(金)  | 5/20(月)  | 5/23(木)  | 5/31(金)  |
| 6月      | 6/ 3(月)  | 6/11(火)  | 6/12(水)  | 6/20(木)  | 6/20(木)  | 6/28(金)  |
| 7月      | 7/ 2(火)  | 7/10(水)  | 7/10(水)  | 7/19(金)  | 7/23(火)  | 7/31(水)  |
| 8月      | 8/ 1(木)  | 8/ 9(金)  | 8/ 9(金)  | 8/20(火)  | 8/22(木)  | 8/30(金)  |
| 9月      | 9/ 2(月)  | 9/10(火)  | 9/11(水)  | 9/20(金)  | 9/19(木)  | 9/30(月)  |
| 10月     | 10/ 2(水) | 10/10(木) | 10/ 9(水) | 10/18(金) | 10/23(水) | 10/31(木) |
| 11月     | 11/ 1(金) | 11/12(火) | 11/12(火) | 11/20(水) | 11/21(木) | 11/29(金) |
| 12月     | 12/ 2(月) | 12/10(火) | 12/12(木) | 12/20(金) | 12/17(火) | 12/26(木) |
| 平成32年1月 | 1/ 6(月)  | 1/15(水)  | 1/ 9(木)  | 1/20(月)  | 1/23(木)  | 1/31(金)  |
| 2月      | 2/ 3(月)  | 2/12(水)  | 2/12(水)  | 2/20(木)  | 2/20(木)  | 2/28(金)  |
| 3月      | 3/ 2(月)  | 3/10(火)  | 3/11(水)  | 3/19(木)  | 3/19(木)  | 3/30(月)  |

※ 「貯金払戻請求書」の受付は、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

## 5 貯金払戻受取口座取扱金融機関

次の金融機関本・支店の普通預金口座を指定してください。

- 七十七銀行 ●仙台銀行
- 東北労働金庫 ●農業協同組合

## 6 諸変更の手続き

- (1) 積立額の変更（中断・復活を含む）
- 「貯金変更届書」を変更希望月の前月20日までに所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- (2) 受取口座等の変更
- 「貯金加入申込書兼受取口座変更届書」の届出事由に【口座変更】、【氏名変更】、【口座変更及び氏名変更】または【届出印変更】と記入のうえ所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。（随時受付）
- ※ 払戻と同時に受取口座を変更する方は、「貯金払戻請求書」とあわせて提出してください。

## 7 利息の計算と組入れ

利息は、年複利で日割計算し、毎年1回、3月31日に元金に組み入れます。

また、年2回、「組合員貯金残高通知書」（9月末残高、3月末残高）を所属所の共済事務担当課経由で送付いたしますので、入払情報や受取口座、残高をご確認ください。

## 8 税の取扱いとマル優制度について

共済貯金の利息は、利子所得のため、源泉分離課税の対象になります。原則として支払利息（利子所得）額に一律20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）の税率を乗じた金額が源泉徴収税額となり、利息支払い時に控除し納税します。

ただし、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）に該当する有資格者（身体障害者手帳の交付を受けている方や遺族年金の受給者等）については、「非課税貯蓄申告書」等、必要書類を共済組合経由で税務署長へ提出した場合に限り、非課税貯蓄の適用を受けることができ、貯蓄額350万円までの利息が非課税となります。（他の金融機関に申告をしている場合は、合算額で貯蓄額350万円までとなります。）

※ 有資格者等、詳細につきましては共済組合ホームページでご確認いただけます。

加入を希望される方は、P19の申込書をコピーのうえ、必要事項を記入・押印して、共済事務担当課を通じてご提出ください。



## 貯金加入申込書 兼 受取口座届書

|                         |   |     |                  |
|-------------------------|---|-----|------------------|
| 組合員証<br>記号番号            | - | 所属所 |                  |
| フリガナ<br>組合員氏名<br>(口座名義) |   |     | 届出事由<br><br>新規加入 |

\* 定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。

| 積立内容                          | 積立種類                          | 積立金額                         |   | 積立開始時期   |
|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|---|----------|
|                               | <input type="checkbox"/> 定例積立 | 円                            |   |          |
|                               | <input type="checkbox"/> 賞与積立 | <input type="checkbox"/> 6月  | 円 | 年6月賞与から  |
|                               |                               | <input type="checkbox"/> 12月 | 円 | 年12月賞与から |
| <input type="checkbox"/> 臨時積立 | *貯金臨時積立報告書を提出してください。          |                              |   |          |

| 受取口座 | 金融機関 |    | 本支店名 |    | 預金種目 | 口座番号 |
|------|------|----|------|----|------|------|
|      | コード  | 名称 | コード  | 名称 | 普通   |      |
|      |      |    |      |    |      |      |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| *非課税限度額 | 円 |  |
|---------|---|--|

上記のとおり届け出ます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

住所

届出者

氏名

印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

職名

所属所長

氏名

印

※ 積立開始希望月の前月20日までに提出してください。

※ 共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度(マル優限度額350万円)の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。

※ 詳細は総務課までお問い合わせください。

| 組 合 処 理 欄 |     |    |
|-----------|-----|----|
| 処理者       | 検印者 | 備考 |
|           |     |    |



# 貸付事業のご案内

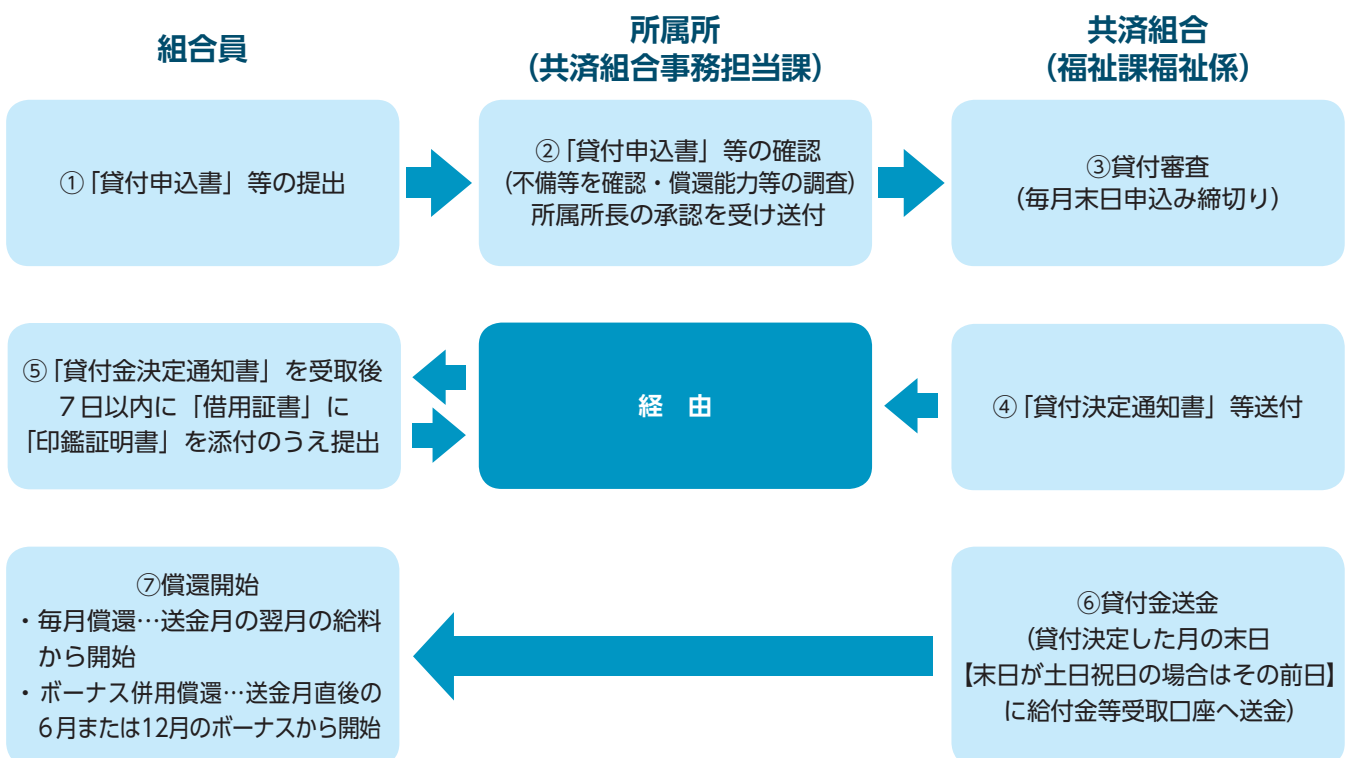
いろいろな種類がありますので、要件に合わせて是非ご活用ください。

貸付事業は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の皆様の相互救済を目的とした共済事業の一環として行われている事業です。マイホームの購入やリフォーム、ご家族の入・修学費用等の資金を臨時に必要とするときにご利用いただけます。

## ◆借受資格◆

組合員の資格を取得した日（住宅貸付は、組合員期間1年となった日）からご利用いただけます。

## ◆貸付手続の流れ◆



※1 普通貸付を受けた方は、貸付申込事由に係る支払い等が済み次第、「領収書（原本）」をご提出いただけます。

※2 住宅、在宅介護対応住宅、災害、特例災害貸付を受けた方は、建築、工事、購入完了後、「完了報告書」等をご提出いただけます。

## ◆貸付制限◆

新規貸付分を含む毎月の返済額（他の金融機関等の返済額も含む）が給料月額30%を超える場合及び年間の返済額が年収額（給料月額×16ヵ月）の30%を超える場合は貸付けを受けられませんので、ご注意ください。

## ◆団体信用生命保険事業◆

この事業は、全国市町村職員共済組合連合会で行っている共済組合の組合員の方を対象とした団体信用生命保険です。加入を希望される方は、貸付申込時（新規加入）または償還期間中（中途加入）に「団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書兼口座振替申込書」（貸付1件ごとの申込みが必要です。）の必要事項に記入・押印のうえ、告知内容に合致する健康状態であることの申告とあわせてお申込みください。

### （1）団体信用生命保険

組合員の方が貸付金の償還中に万一死亡または高度障害状態となった場合、保険金で貸付金残高を返済し、退職手当をご本人及びそのご家族のために確保する保険制度です。

### （2）債務返済支援保険

団体信用生命保険に加入する組合員の方が加入できます。

病気や障害などにより就業不能となった場合、月々の返済金相当額を保障する保険制度です。

## ◆貸付の種類等◆

(平成31年4月1日現在)

| 種 類        | 貸付事由  | 貸付金額と限度額   | 貸付利率<br>(年利)※1   | 償還期間<br>※2                        |                                   |
|------------|---|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 普通貸付       | 組合員が臨時に資金を必要とするとき<br>・住宅関連環境整備(物置、車庫、庭、塀等工事)<br>・旅行費用<br>・組合員のスクーリング費用等 | 給料月額6ヵ月以内の額<br>(1万円単位)<br>限度額200万円   | 1.26%  | 12~120月                           |                                   |
| 住宅貸付       | 組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入または敷地の購入費用                           | 給料月額・組合員期間に応じ算出<br>(80万円未満は5万円単位、80万円以上は10万円単位)<br>限度額1,800万円                            |  | 40~360月                           |                                   |
| 在宅介護対応住宅貸付 | 組合員が介護に配慮した構造を有する住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入費用                                 | 在宅介護対応住宅工事費用の範囲内<br>(80万円未満は5万円単位、80万円以上は10万円単位)<br>限度額300万円                             | 1.00%  | 40~300月                           |                                   |
| 災害貸付       | 災害家財貸付  | 組合員の家財に係る水震火災その他の非常事態(以下、災害という)及び盗難等による損害費用  | 給料月額6ヵ月以内の額<br>(1万円単位)<br>限度額200万円   |                                   |                                   |
|            | 災害住宅貸付  | 組合員の住宅または住宅の敷地に係る災害による損害費用   | 住宅貸付と同様  | 0.93%                             |                                   |
|            | 災害再貸付   | 現に住宅貸付または災害貸付を受けている組合員が居住する住宅または住宅の敷地に係る災害による損害費用(法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害)               | 住宅貸付限度額の2倍<br>(80万円未満は5万円単位、80万円以上は10万円単位)<br>限度額1,900万円   |                                   |                                   |
| 特別貸付       | 医療貸付  | 組合員またはその被扶養者の保険適用外の治療にかかる費用<br>・歯科矯正費用<br>・不妊治療費用等                                       | 給料月額6ヵ月以内の額<br>(1万円単位)<br>限度額100万円   | 12~120月                           |                                   |
|            | 入学貸付  | 組合員または被扶養者(扶養認定を受けていない子も含む)が学校教育法に定められた高校入学に必要な費用<br>大学入学に必要な費用<br>その他定められた学校等の入学に必要な費用等 | 給料月額6ヵ月以内の額<br>(1万円単位)<br>限度額200万円   | 12~120月<br>【希望により貸付対象の修学年限内は据置可能】 |                                   |
|            | 修学貸付  | 組合員または被扶養者(扶養認定を受けていない子も含む)が学校教育法に定められた高校修学に必要な費用<br>大学修学に必要な費用<br>その他定められた学校等の修学に必要な費用等 | ①年額60万円(月額5万円)<br>②年額84万円(月額7万円)<br>③年額120万円(月額10万円)<br>④年額144万円(月額12万円)<br>⑤年額180万円(月額15万円)<br>※貸付対象者1人につき1学年ごとに、必要となる費用の範囲内の額に応じて5つの金額が選択できます。 | 1.26%                             | 42~150月<br>【希望により貸付対象の修学年限内は据置可能】 |
|            | 結婚貸付  | 組合員、その被扶養者(扶養認定を受けていない子も含む)、孫等の婚姻に係る費用   | 給料月額6ヵ月以内の額<br>(1万円単位)<br>限度額200万円   |                                   | 12~120月                           |
|            | 葬祭貸付  | 組合員の配偶者、子、父母等の葬儀に係る費用  |  |                                   |                                   |
| 高額医療貸付     | 組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養の支払費用                           | 高額療養費相当額<br>(1万円単位)  | 無利息  | 高額療養費が支給されるまで                     |                                   |
| 出産貸付       | 組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の出産に係る支払費用                                       | 出産費または家族出産費相当額<br>(1万円単位)  |  | 出産費または家族出産費が支給されるまで               |                                   |

- ※1 貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に応じた変動利率です。  
 ※2 貸付額及び償還方法により定められた期間です。  
 ※3 東日本大震災による災害復旧に資金を必要とするときは、特例災害貸付となりますので、お問い合わせください。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

# 「管理監督者対象メンタルヘルス講座」 「心と身体の健康セミナー」の予定

今年度のメンタルヘルス関係の講座は、「健康管理実施状況等調査の結果」や「各セミナーのアンケート」等の希望等から、下記テーマで実施いたします。どうぞ活用ください。

講座の申込みについては、各講座の約1か月前に所属所に募集のご案内をいたします。

|   | 日 時                             | テーマと内容  | 主な対象  |
|---|---------------------------------|---|---|
| 1 | 2019年<br>5月30日(木)<br>13時～16時45分 | <b>NEW</b><br><b>「ストレスチェック活用術」</b><br><b>～ストレスチェック結果を職場のメンタルヘルス活動にどう活かすか～</b><br>メンタルヘルス不調の未然防止には職員一人ひとりに対する個別対応に加えて、職場のストレスを低減する職場環境改善の取組が重要です。本セミナーでは、次の内容を実際に体験頂くとともに、この3年間の実践例を紹介しながら解説します。<br>1. 個人の結果を活用した、一般職員向けのセルフケア教育を体験します。<br>2. 職場の集団分析結果の評価から職場環境改善（働きやすい職場づくり）の展開方法についてアクションチェックリスト等のツールを使いながら、活用のポイントを解説します。            | ・管理監督者<br>・衛生管理担当者<br>・安全衛生委員会<br>(衛生委員会) 委員<br>・保健師 等                |
| 2 | 2019年<br>6月25日(火)<br>13時～16時45分 | <b>NEW</b><br><b>管理職のためのハラスメント研修</b><br><b>「パワハラにならない叱り方・部下のやる気を伸ばす褒め方</b><br><b>トレーニングセミナー」</b><br>感情的な指導にならないためのセルフコントロールの仕方、職員のモチベーションを向上させる「叱り方と褒め方」を実践的に習得し、部下とのコミュニケーションや指導の際のコミュニケーションスキルを高める方法を学びます。  | ・管理監督者 等  |
| 3 | 2019年<br>7月30日(火)<br>13時～16時45分 | <b>NEW</b><br><b>「介護と仕事の両立支援セミナー ～親の介護…その前に！～」</b><br>介護は急に直面することも多いです。介護に直面しても離職せず、ストレスを軽減しながら仕事と介護を両立していくために必要な事前情報や準備、心構え、制度等について学びます。<br><b>「呼吸と運動でゆったり、リラックス」</b><br>職場や家で簡単にできる呼吸や運動を体験し、日々ストレスがたまりがちならだところをリラックスします。   | ・全組合員<br>・被扶養者<br>・組合員家族 等<br>※介護をこれからする可能性がある方が対象です。                 |
| 4 | 2019年<br>9月25日(水)<br>13時～16時45分 | <b>昨年と同じ内容 昨年好評でした!</b><br><b>「ひょっとして発達凸凹！ ～つきあい方を知る～」</b><br>「同じミスを繰り返す」「時間に遅れる」「やるべきことを先延ばしにする」「仕事の期限が守れない」「場の空気が読めない」「物事の優先順位がわからない」「後先考えずに行動する」「状況や相手の気持ちを考えずに一方的に話す」「落ち着きがない」「片づけられない」…実は発達障害＝発達凸凹ではありません。発達凸凹の良いところ・悪いところ、発達凸凹を生かす職場づくり等について伺います。<br><b>「コンディショニング体操で心身をマネジメント」</b><br>自分に合う健康法を見つけるヒントを伺いながら、コンディショニング体操等を体験します。 | ・全組合員<br>・被扶養者<br>・組合員家族 等<br>※管理監督者、衛生管理担当者、安全衛生委員会(衛生委員会)委員等にお勧めです。 |
| 5 | 2019年<br>10月3日(木)<br>13時～16時45分 | <b>昨年と同じ内容 昨年好評でした!</b><br><b>管理職のためのメンタルヘルスラインケア研修</b><br><b>「メンタルヘルス不調者への復職までの支援」</b><br>講話に加え、事例検討やワークを通して、メンタル不調者の早期対処から休業・復職のプロセスを学びます。  | ・管理監督者 等  |
| 6 | 2019年<br>10月4日(金)<br>13時～16時45分 | <b>NEW</b><br><b>「加害者・被害者にならないための</b><br><b>セクシャルハラスメント・パワーハラスメントセミナー」</b><br>ハラスメントの最新動向やセクハラ・マタハラ・パワハラ等ハラスメント防止のための基礎知識、被害を受けた時・相談を受けた時の対応等について伺います。<br><b>「からだを動かし、すっきりリフレッシュ!!」</b><br>職場や家で簡単にできる運動を体験しながら、日々ストレスがたまりがちならだところをリフレッシュします。   | ・全組合員<br>・被扶養者<br>・組合員家族 等<br>※衛生管理担当者、安全衛生委員会(衛生委員会)委員等にお勧めです。       |

平成31年度

# 特定健診が始まります！

被扶養者等を対象に、無料で健診が受けられる受診券を送付します

共済組合では、毎年、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者の皆さんを対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。

対象となる方に、5月上旬に特定健康診査受診券を送付します。

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、一年に一度必ず特定健康診査を受けましょう。



## 対象者

受診券の送付対象者は、被扶養者と任意継続組合員で、本年度中に40歳から74歳に達する方です。

### <組合員>

労働安全衛生法に基づく「職場の健康診断」や「人間ドック」には、「特定健診」の健診項目が含まれていますので、これらを受けると「特定健診」を受けたことになります。

### <被扶養者・任意継続組合員>

対象となる被扶養者及び任意継続組合員に受診券を送付しますので、お住まいの市町村が行う特定健診会場、共済組合が契約する健診機関で受けてください。受診の際は、保険証・特定健康診査受診券を持参してください。無料で受診できます。

## 受診方法

- 特定健診の会場・日時は、お住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 特定健診とがん検診を同時に受診することもできます。詳しくはお住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 共済組合が契約した健診機関は共済組合ホームページ(5月上旬掲載予定)をご覧ください。共済組合福祉課、各所属所の共済事務担当課へお問い合わせください。

## 健診項目

### ■必須項目

質問項目(服薬歴・喫煙歴等)、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液検査(脂質検査<中性脂肪・HDL,LDLコレステロール>、血糖検査(空腹時、随時血糖またはHbA1cのいずれか)、肝機能検査(GOT・GTP・γ-GTP))、尿検査(尿糖・尿蛋白)

### ■詳細健診項目(医師の判断により実施)

心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球・血色素量・ヘマトクリット値)、血清クレアチニン及びeGFR



## 健診結果

健診結果は健診機関から皆さんへ直接送られます。また、共済組合へも健診結果が提供され、生活習慣病になる危険度の程度により「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に分け、「積極的支援」「動機付け支援」の方へは特定保健指導利用券をお送りし、特定保健指導のご案内をします。

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413



# 「管理職のためのメンタルヘルス研修 ～メンタル不調者への復職までの支援～」を開催しました

平成30年10月3日(水)、パレス松洲において「管理職のためのメンタルヘルス研修 ～メンタル不調者への復職までの支援～」を開催いたしました。これまでの講座は、メンタルヘルスラインケアの基本として「基礎」「ステップアップ編」を開催してまいりましたが、今回初めて「メンタル不調者への復職までの支援」という具体的なテーマで開催をしたところ、18所属所32名の管理監督者等の方にご参加いただきました。

内容は、メンタルヘルスを取り巻く社会情勢として、精神障害（主にうつ病）の労災補償等の状況の説明後、メンタルヘルス活動の全体像（下記表）を1次予防から3次予防までを、具体的なポイントの説明や、事例検討、ロールプレイ等を通して学びました。吉井先生は、ご講演活動のほかに企業のメンタルヘルスの相談、ケア等を沢山されており、先生のご経験等も含めながら、笑いあり和やかな研修となりました。



(株)保健同人社 臨床心理士  
吉井 利 恵 講師

|                          | 主な対象             | 職場での取り組み  |
|--------------------------|------------------|---|
| <b>1次予防</b><br>未然予防と健康増進 | 職員全員             | <b>ストレスチェック、職場環境改善</b><br>社内相談体制の整備、健康診断、教育研修、労働時間管理 等  |
| <b>2次予防</b><br>早期発見と対処   | 少し不調に<br>なってきた方等 | <b>ラインケア(不調変化の気付き)</b><br>リスク理解と対処行動、関係者間の連携行動、専門家への橋渡し |
| <b>3次予防</b><br>治療、復職支援   | 休復職者 等           | <b>休復職者への支援体制</b><br>ルール整備、関係者全員の連携、復職期・職場再適応期の配慮 等     |

### 【参加者の感想】

- 個々のメンタルケアはデリケートな部分であるが、気づきを大切に、そして専門家へとつなげたい。
- わかりやすく、グループ討議など和やかな雰囲気です。
- 気づきがとても重要だと実感した。
- 知識を深めることができ、大変良かった。
- ロールプレイ等もまじえわかりやすかった。

今年度も10月3日(木)に同じ内容で講座を開催いたします。ぜひご参加ください!!



### 【講師からのご紹介】 インターネットで入手できる「職場環境改善のため」の手引きやヒント

- メンタルヘルス対策に重点をおいた 職場環境改善ファシリテータ(メンタルヘルスアクショントレーナー)の手引き (2005年3月 平成16年度厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業)
- いきいき職場づくりのための参加型職場環境改善の手引き 仕事のストレスを改善する職場環境改善のすすめ方 (平成27年度厚生労働科学研究費補助金 H25 -労働- 一般 -009)
- 職場環境改善スタートのための手引き ～やってみよう職場環境改善～ (平成29年度 厚生労働科学研究補助金 H27 -労働- 一般 -004)

# 健康管理者対象研修

平成31年2月6日にパレス松洲において、健康管理者・安全衛生委員の方を対象に健康管理者対象研修を開催しました。

この研修は、共済組合と所属所が組合員の健康・疾病傾向の共有を図るとともに、職場のより良い環境整備に役立てていただくことを目的としています。

今年度は、51所属所中30所属所52名の方にご参加をいただきました。

## 講演

### 「職場の健康管理の推進(健康経営)」

東北大学大学院医学系研究科地域ケアシステム看護学  
分野講師

(東京大学 政策ビジョン研究センター データヘルス研究  
ユニット 客員研究員)

津野 陽子 先生



まず、健康経営とはなにか？というところから、基本的な考え方や用語、状況などを丁寧に解説していただきました。また、「健康」と「経営」両方の目標を達成するための問題や課題があること、保険者である共済組合と所属所との連携→コラボ・ヘルスが不可欠であること等、ご講演いただきました。

## 説明

### 「健康管理実施状況等調査」の結果について

共済組合福祉課



全所属所に調査の依頼をしておりました、「健康管理実施状況等調査」について完成した報告書を配布し、調査結果をお伝えしました。

また、先進所属所として石巻市のご担当者様に「ハラスメント委員の設置」についてご紹介していただき、研修の最後には、参加者の情報交換の場を設けました。みなさま、和やかな雰囲気でお話されていました。

今後も本組合では、より良い職場環境の構築に役立つ研修の開催を通じ、皆さんの健康保持増進に努めてまいります。



夏休み期間7月20日(土)から8月24日(土)の間、千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」を1泊1部屋5,000円で宿泊できるプランをご好評につき、今年も行います！

1部屋5,000円ですから、2人で利用すれば1人あたり2,500円。3人で利用すればさらにお得！

オークラ千葉ホテルからは、人気ショッピングスポットが集まる海浜幕張へは電車で10分、人気テーマパークのある舞浜までは、車で1時間ほどで到着します！（ホテル駐車場は無料です。）

ご用意したお部屋は、最大おとな3名様利用可能な「スーペリアツイン」（3名様ご利用の場合は、補助ベッドをご用意いたします）を、今年も3部屋ご用意いたしました。多くのみなさまにご利用いただければと思います。

ぜひ、今年の夏休みは、「わくわくサマープラン」でご家族やご友人と楽しいひとときを過ごしてみませんか？

## 予約方法



※ この事業は、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的としております。ご利用できる方は、組合員とその家族並びにその同行者になります。

※ ご予約は先着順とさせていただきます。

※ このプランは「宿泊施設利用助成券」と併用できません。



昨年度は、36日間108部屋の借上げに対し 98部屋264名の利用で、利用率は、**91%**でした。





# 第43回 らくらく禁煙コンテスト 参加者募集!!

喫煙での悩み、らくらく禁煙コンテストに参加して解消してみませんか？



**3大死因（がん、心臓病、脳卒中）と喫煙は、密接に関連しています！禁煙は、病気のリスクを軽減します！**

## 1. 内容

公益財団法人日本対がん協会が主催（事務局：株式会社法研）する『第43回らくらく禁煙コンテスト（2019年7月8日から開始）』へご参加いただき、タバコのない生活を目指していただきます。

## 2. コンテストの流れ

### スタートまで →

5月上旬

所属所あてに案内文書をお送りいたします。ご希望の方は参加のお申込みをお願いします。

5月下旬～6月上旬

申込みをした方には、共済組合から振込用紙が届きます。利用者負担額をお振込みください。

6月下旬～7月上旬

ご指定のお届け先に教材が届きます。

### 禁煙コンテストスタート →

1～2週目

#### 禁煙準備期間

まずは準備期間です。気持ちや環境を整えましょう！

3～6週目

#### 完全禁煙期間

禁断症状の対処法等を学習しながら、完全禁煙にチャレンジ！

7週目

#### 禁煙成功

禁煙成功者証（図書カード付き）を受け取ってください

心や環境の準備ができるってイイですね！

## 3. 対象者と利用者負担額

参加対象：組合員

利用者負担金額：

1人あたり 1,000円

（参加費の差額を本組合が助成いたします）

非喫煙者にとっての受動喫煙は深刻な問題となっており、禁煙の必要性を考えなければならなくなっています。

この機会にぜひチャレンジしていただき、1人でも多くの方が禁煙に成功されることを願っております。

募集は年2回 次回は、10月に募集します。

# ホームページのご案内

組合員とご家族のみなさまのお役立ちサイトとしてホームページを開設しております。  
共済組合で行っている、短期給付（医療給付）事業や福祉事業など各種事業を詳細に解説しています。  
また、季刊の広報誌と違い、より迅速に情報を提供しておりますので、ぜひご活用ください。

4



## 1 よくある質問

みなさまからお問い合わせいただく事例をまとめました。  
疑問に思うことがありましたら、まずはこちらをご覧ください。



## 3 共済ニュースバックナンバー

これまで発行した本誌「共済のあゆみ」をご覧ください。  
表紙では市町村のイベントを紹介していました。振り返ってみるのも楽しいかもしれません。



## 2 申請書類一覧

お休みの日でも気づいたときに申請書や請求書をダウンロードしていただけます。  
なお、申請書はお勤め先の共済事務担当課を通じて提出してください。



## 4 健康・こころのオンライン

組合員・ご家族ともにご利用いただけます。  
web相談ページには、よくある相談事例や健康まめ知識、セルフチェックもあり、覗いてみるだけでも、こころの健康に役立つかも。



<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>





# ジェネリック医薬品 を活用しよう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているの、効果も安全性の面でも信頼できる薬です。ジェネリック医薬品の特徴を理解したうえで、家計の負担軽減や医療費の節減もできるジェネリック医薬品をご活用ください。



## ジェネリック医薬品を勧められるワケ

安心

**効き目や安全性は  
確認済み**

ジェネリック医薬品に使われている有効成分は、長い間使用されてきた新薬によって効能・安全性は実証済み。さらに新薬との同等性を確認する試験や品質の再評価も行われています。

改善  
改良

**飲みやすさ、  
使いやすさを改善**



品質は保ちつつ、味やにおい、形状を変えて、新薬よりさらに使いやすく改良されているジェネリック医薬品もあります。大きくて飲みづらい錠剤を小さくしたり、苦みを和らげるコーティングをしたりするなど、さまざまな工夫をしています。

価格

**開発期間と費用の差が、  
価格の差に反映**

新薬の開発には膨大な開発期間や費用が必要です。それに対し、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているの、短い開発期間と少ない費用で済みます。そのため、新薬より価格を安く抑えられます。

医療費  
節減

**医療保険制度を  
守ります**

医療機関や薬局で支払う自己負担金は医療費の一部であり、残りは医療保険者が負担しています。ジェネリック医薬品を使うと、私たちが支払う薬代が安くなるだけでなく、医療保険者の負担も削減でき、ひいては医療保険制度を守ることもつながります。

※特許が切れていない薬にジェネリック医薬品はありません。  
※薬によっては自己負担額が新薬より高くなる場合や、差が出ない場合もあります。



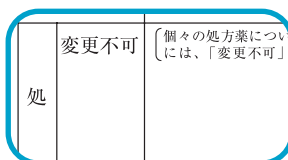
## ジェネリック医薬品への切り替えはかんたん!

### 医師に相談

ジェネリック医薬品を希望していることを伝えましょう。

### 薬剤師に相談

診察時に医師に相談できなくても、処方箋に【変更不可】の指示がなければ薬局でも変更できます。



| 処方せん |                    |
|------|--------------------|
| 変更不可 | 個々の処方箋については、「変更不可」 |
| 処    |                    |

※処方箋の「処方」欄左側の【変更不可】欄に「✓」または「×」印がなければジェネリック医薬品に変更可能です。

長く飲み慣れた新薬をジェネリック医薬品に切り替えることに不安がある場合、短期間処方「分割調剤」ができます。体に合わないと感じたら、もちろん新薬に戻せます。

## ジェネリック医薬品に 切り替えたならココをチェック

- 効き目の強さ
- 持続時間
- 効くまでの時間
- 副作用の有無

薬の効き方や服薬後の体調の変化などを一冊のお薬手帳にまとめて記録しておく、医師や薬剤師に相談しやすく便利です。





## 他県保養施設のご紹介



～初夏の山形へようこそ～

山形県市町村職員共済組合の直営保養所の紹介



### 赤湯温泉むつみ荘

〒999-2211 山形県南陽市赤湯233-1  
<http://www.mutsumisou.jp/>   
 ご予約・お問い合わせは TEL 0238-43-3035

#### むつみ's SPOT



### 県内屈指のラーメン街

南陽市にはラーメン店が50店舗以上存在し、まさに南陽市民のソウルフードとなっています。ぜひ南陽に来てお気に入りの一杯を見つけてください。

出典：南陽市役所ラーメン課R&Rプロジェクト実行委員会



### イチオシ宿泊プラン **プレミアムコース**

4・5月 宮城・山形・新潟の3県コース  
 6月 山菜フレンチコース



お一人様1泊2食付で **12,030円**～  
(税サ込)

赤湯温泉街に佇む、むつみ荘の落ち着いた  
 雰囲気と露天風呂で心和らいで――。

うしお荘のおもてなしと  
 穏やかな波音、爽やかな海風に癒されて――。



### イチオシ宿泊プラン **あわびの踊り焼きコース**

初夏（5・6月）の季節の大好評企画です。プリップリの大粒あわびを一個まるごと、豪快な踊り焼きでお召し上がりください。



お一人様1泊2食付で **13,099円**～  
(税サ込)

### 湯野浜温泉うしお荘



〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜一丁目11-23  
<http://www.ushiosou.net/>   
 ご予約・お問い合わせは TEL 0235-75-2715

#### うしお's SPOT



### 鳥海山・飛鳥ジオパーク

地球が長い時間をかけて生みだした自然遺産、それがジオパークです。鳥海山や日本海が生んだこのジオパークでは、「水と命の循環」を体感することができます。ここでしか味わえない感動を体感してみてください。



# 人事異動のお知らせ

平成31年4月1日

| 氏名      | 異動後               | 異動前    |
|---------|-------------------|--------|
| 天 野 隆 宏 | 総務課付け課長補佐 (連合会派遣) | 年金課長補佐 |
| 田 口 春 香 | 総務課主査             | 総務課主事  |
| 鈴 木 郁 裕 | 年金課主事 (新規採用)      | ——     |
| 佐 藤 美佳子 | 福祉課技術主幹 (新規採用)    | ——     |

## 共済制度説明に伺いました！

各市町村、一部事務組合で開催されました新規採用者研修に共済制度説明の時間を設けていただき、4月12日現在で、27所属所562名に共済制度(医療・年金・福祉事業)の説明を行いました。

ご協力いただきました各市町村・一部事務組合の主管課のみなさま、受講されたみなさま、大変ありがとうございました。

# 『平日宿泊利用券』

を使ってパレス松洲にお得に  
泊ってみませんか？



ご好評をいただいております『パレス松洲平日宿泊利用券』が今年度も通年でご利用いただけます。下の利用券記事をコピーしてご持参いただき、チェックインの際に「パレス松洲利用券」と一緒にフロントにお渡しください。組合員お一人さまあわせて5,000円を助成します。

「松洲膳コース(基本)」ですと5,800円(組合員料金)のお泊り代となって、お得です。

『癒し空間』パレス松洲で、平日に贅沢なひとときを過ごしてみたいはいかがですか？

パレス松洲

平日宿泊利用券

1,000円

### ご利用期間

2019年4月1日から  
2020年3月31日までの  
日曜日から金曜日  
(休祝祭日の前日、12月27日から  
1月2日の期間を除きます。)

(※ 別居の3親等内親族の方は  
500円)

※ この券は、本組合の組合員及びそのご家族の方が、  
期間内の平日に1泊2食付で宿泊されたときに、  
ご利用になります。  
※ チェックインの際に「パレス松洲利用券」と一緒  
に提出してください。

|            |   |
|------------|---|
| 組合員        | 名 |
| 扶養・同居家族    | 名 |
| 3親等内親族(別居) | 名 |

# 山形・新潟・宮城 3県の春の彩りを、松島で。



「春の3県を牛ツとまるかじりフェア」コース 「春彩膳」  
期間限定 2019年4月1日(月)～5月31日(金)

**¥8,300～**

(平日・おとな1名さま 利用券・平日宿泊利用券使用時)

- うしお荘・むつみ荘（山形）、瀬波はまなす荘・アクアレー長岡（新潟）との合同企画です。
- 期間限定で、春の食材を使用した特別なお献立のご夕食「春彩膳」と、各施設が持ち寄った自慢のお土産をご用意いたします。
- ご予約時にご夕食を「春彩膳」とお申し付けください。

## スタンプラリー開催！

- ・ 期間中、フェアに参加の各施設で「春の3県を牛ツとまるかじりフェア」コースをご利用のお客さまは、チラシにスタンプを押印いたします。
- ・ スタンプが2個たまったら、ご応募ください。抽選で**5名さま**に、**宿泊ペア招待券**をプレゼントいたします。

宮城県市町村職員共済組合保養所

**パレス松洲**

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>

